

京都東山ロータリークラブ規約改定（案）

	現行	改正案
細則 第4条	第2節 本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。	第2節 本クラブの例会は火曜日12時30分に開催するものとする。
	第5節 定例理事会は毎月第1火曜日に開催されるものとする。	第5節 定例理事会は毎月1回開催されるものとする。
メーキャップについて	定款10条のメーキャップ規定を変更するのであれば、基本的に定款は改正できないので、細則に盛り込む必要がある。 もし、以前のように前後の2週間とするのであれば、細則に明記しなければならない。	

定款は、RIが定めたものを和訳した標準定款を日本の全クラブが用いるものである。定款は、クラブ独自に改正出来るものではなく、RIが改正するものである。そのうえで、下記の条項については、独自にルールを定めることが認められているので、必要な場合、細則に明記する必要がある。

「第7条-会合の第1節-例会」

「第8条-会員身分の第2節-種類」

「第8条-会員身分の第4節-衛星クラブの会員」

「第8条-会員身分の第5節-二重会員の禁止」

「第8条-会員身分の第6節-名誉会員」

「第10条-出席」

「第13条-会員身分の存続の第4節-終結-欠席」